

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和3年3月12日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和3年3月12日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ竹鼻店

羽島市竹鼻町蜂尻宮西22-1

2 意見の概要

羽島市長の意見

- ・騒音・振動・公害について
- ・荷さばき施設について